

秋田県訓令第2号

庁中一般  
各地方機関

単純労務の職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

単純労務の職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(単純労務の職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 単純労務の職員の給与等に関する規程(昭和四十年秋田県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表農用機械機具操作手当の項中「農業研修センター、」を削り、「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に改め、同表特殊自動車運転手当の項中「暗きよ清掃車」を「暗渠<sup>きよ</sup>清掃車」に改める。

附則第七項の前の見出し、同項及び附則第八項を削る。

(単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十八年秋田県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「ほか、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を、「相当する額」の下に「(以下「差額相当額」という。)の三分の二に相当する額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額の三分の一に相当する額」を加える。

附則第九項を削り、附則第十項を附則第九項とする。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。